

特例株式等納税猶予税額の計算書

第8の2の2表 (修正申告用) (平成30年分以降用)

この計算書は、相続税の修正申告において、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例に係る納税猶予税額（特例株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
 (注) 特例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2の2表（修正申告用））において「特例経営承継人」と表記しています。

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区	分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧-㊦)
①	特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄の合計額	円	円	円
②	特例経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）			
③	特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（特例経営承継人の修正申告書第1表の①+②）（又は修正申告書第3表・第8表2の1の①欄）の金額			
④	控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤	特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000	,000	,000
⑥	特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の特例経営承継人以外の者の修正申告書第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）	,000	,000	,000
⑦	基礎控除額（第2表の②欄の金額）	,000,000	,000,000	,000,000
⑧	特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦）	,000	,000	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額 (⑫の合計額)	00

(注) 1 ③欄の「修正申告書第1表の①+②」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の①欄」の金額となります。また、⑥欄の「修正申告書第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄」の金額となります。
 2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 特例株式等納税猶予税額の計算

区	分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧-㊦)
①	（特例経営承継人の修正申告書第1表の⑱+㉔-⑫）の金額	円	円	円
②	特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（1の⑬×1の⑤/1の⑤+⑥）			
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a	②+③-特例経営承継人の修正申告書第1表の⑳）の金額（赤字の場合は0）			
b	特例経営承継人の修正申告書第1表の⑩欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の⑨（又は⑩）+⑪-⑫）（赤字の場合は0）			
④	①+a-b）の金額（赤字の場合は0）			
⑤	a-④）の金額（赤字の場合は0）			

⑥ 特例対象非上場株式会社等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額 (注3参照)				
イ (会社名)	に	係る	特例株式等納税猶予税額	
	(⑤×イの株式等に係る価額/1の①)	(100円未満切捨て)		
ロ (会社名)	に	係る	特例株式等納税猶予税額	
	(⑤×ロの株式等に係る価額/1の①)	(100円未満切捨て)		
ハ (会社名)	に	係る	特例株式等納税猶予税額	
	(⑤×ハの株式等に係る価額/1の①)	(100円未満切捨て)		
⑦	特例株式等納税猶予税額 (イ+ロ+ハ)	(注4参照)	A	00

(注) 1 b欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。
 2 ⑤欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「a-④」の金額が⑤欄の④欄の金額を超える場合には、⑤欄の④欄の金額にとどめます（⑥及び⑦欄の⑥欄も同様です。ただし、この特例の適用を受ける特例対象非上場株式会社等又は特例対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式会社等又は特例対象相続非上場株式等に限りません。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑤欄の⑥欄の金額は、⑤欄の④欄の金額を超えることができます。
 3 ⑥欄について、特例対象非上場株式会社等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、⑥欄の記入は行わず、⑤欄の金額を⑦欄のA欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
 4 ⑦欄のA欄の金額を特例経営承継人の修正申告書第1表の「特例株式等納税猶予税額⑭」欄に転記します。なお、特例経営承継人が「農地等についての納税猶予及び免除等」、「山林についての納税猶予及び免除」又は「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」若しくは「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合は、⑦欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の⑮欄の金額を特例経営承継人の修正申告書第1表の「特例株式等納税猶予税額⑭」欄に転記します。

※の項目は記入する必要がありません。